大阪市中央区・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

高齢者施設での中間的就労実践事例集を作成

独立行政法人福祉医療機構（WAM）が行う社会福祉振興助成事業（WAM助成）は、国庫補助金を財源とし、高齢者・障害者などが地域のつながりのなかで自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、NPOやボランティア団体などが行う民間の創意工夫ある活動などに対し、助成を行っています。

今号では、WAM助成を活用した社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の取り組みを紹介します。

社会福祉法人ならではの社会貢献事業モデル

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、相談から就労支援までの総合的な生活困窮者への自立支援がスタートした。また、今国会で審議中の社会福祉法改正案では、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明化のほか、内部留保から事業継続に必要な財産を除いた「余裕財産」のある法人に対し、福祉サービス（社会福祉事業、公益事業）への計画的な再投下を義務づけており、社会福祉法人にはさらなる社会貢献事業への取り組みが求められている。

このような状況のなか、大阪府社会福祉協議会と同老人施設部会が各社会福祉法人との協働事業として、平成16年に開始した「生活困窮者レスキュー事業」が、社会福祉法人ならではの社会貢献事業の取り組みとして全国的な注目を集めている。

同事業は、生活困窮をはじめ、虐待、DV、障害など複雑で多面的な問題を抱え、制度や社会の狭間に陥った人々に対して、社会福祉法人が有する施設機能、専門性を活かしながら、問題解決していく総合生活相談事業であり、老人施設部会に加入する大阪府内の特別養護老人ホームなど、約450施設が参加している。

対象者を限定しないことでワンストップの総合相談支援を実現

この総合生活相談を主体的に担うのは、各施設が配置する約1000人のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と大阪府社協に所属する20人の社会貢献支援員である。CSWと社会貢献支援員は、行政、地域包括支援センター、市町村社協、民生委員等から支援を必要とする人の連絡を受けると、ペアで当事者の自宅を訪問し、状況を把握するとともに必要な制度へつなげるなど、寄り添うかたちで問題解決に向けた方策を打ち出していく。

CSWは各施設のケアマネジャーや介護福祉士、社会福祉士、看護師などが本来業務と兼務しているケースが多く、養成・研修体制として、CSW養成研修会（年1回）、事例検討会（年8回）、テーマ研修会（年2回）を実施している。

◆法人概要

〒542－0065

大阪市中央区中寺1丁目1番54号

大阪社会福祉指導センター内

TEL：06－6762－9001

FAX：06－6768－2426

URL：http://www.osakafusyakyo.or.jp/

設　立：昭和26年5月

会　長：総山　哲男

● 助成実績 ●

○平成26年度

「中間的就労実施促進のための事業」

（助成額：117万7千円）

事業概要：生活困窮者の自立に向けて社会福祉法人が中間的就労の役割を担っていけるよう、中間的就労の意義・必要性を広く理解してもらい、多くの法人が中間的就労を実践することを目的に、先駆的に取り組んでいる法人の実践事例を集めた事例集を作成し、事例集をもとにセミナーを実施する事業

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

そのほかにも、事業の周知・啓発活動として、行政や地域住民等に向けたシンポジウムを定期開催するほか、CSWと社会貢献支援員が町内会や民生委員協議会等の会合に出向き、地域のなかで支援が必要な人の発見・連絡を呼びかけている。

生活困窮者レスキュー事業の特徴について、老人施設部会副会長・社会貢献事業推進委員会委員長の奥田益弘氏は、次のように語る。

「当事業は支援する対象者を限定しないことで、さまざまな困窮課題を抱える人に対しても、ワンストップの総合相談支援が可能になり、一人ひとりの状況に応じた即応性のある支援を実現しています。また、生活相談は、訪問して初めてニーズを把握できるため、社会貢献支援員のフットワークが非常に重要になります。そのため、社会貢献支援員は大阪府内の施設に駐在させる体制にしており、その施設を拠点にして、兼務となるCSWの業務をサポートしています」。

緊急性のある課題に対し経済的援助を実施

「数日間何も食べていない」、「家賃滞納で退去を迫られている」など、緊急・窮迫した状況の場合には、経済的援助を行うこともこの事業の特徴である。経済的援助は10万円を上限とし、相談にあたるCSWが必要性を判断してCSWの所属する施設長が決定する。経済的援助は現金ではなく現物給付としており、食材などの買い物をする場合、支援員も同行するが、それにより課題がみつかることも少なくないという。

経済的援助で支援は終わるのではなく、緊急性を脱した後は、必要な制度・支援につなぎ、問題が解決するまで見守りを続けていく。こうした寄り添った支援を行うことで、支援を受けた約9割の人たちが、その後の生活の安定を取り戻している。

経済的援助の原資については、同事業の参加施設が拠出する「社会貢献基金」を財源としている。特別養護老人ホームの場合、定員1人あたり5000円で、基金への年間拠出総額は1億円にのぼる。基金の管理は大阪府社協が行っており、経済的援助と社会貢献支援員の人件費のみに活用する。

同事業の相談実績は、事業開始の平成16年度から25年度までの期間に経済的援助を行った事例だけでも約5200世帯、援助総額は約4億円に達している。主な紹介経路は、福祉事務所をはじめとする行政が約4割を占めていることからも、制度の狭間に陥っている困窮者を救済し、行政の補完的役割を果たしていることがわかる。

大阪府で始まった生活困窮者レスキュー事業は、すでに同様の事業を開始している神奈川県、埼玉県のほか、今年度中に8府県が新たに実施するなど、全国各地に広がりをみせている。

図　社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）のイメージ

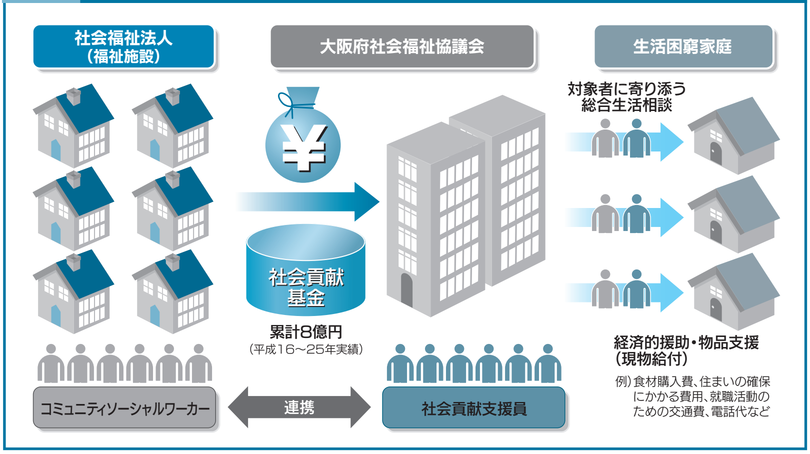

WAM助成を活用し、中間的就労の普及活動に取り組む

さらに、大阪府社協では、緊急かつ窮迫した生活困窮状況を脱した後には、就労支援が重要であるという考えから、中間的就労の普及に向けた活動もスタートしている。きっかけになったのは、老人施設部会が平成26年5月に会員施設を対象に実施した「生活困窮者自立支援法に関するアンケート」の結果で、約7割の法人が生活困窮者支援に前向きであり、なかでも中間的就労に取り組みたいという意向が確認されたことだという。

この中間的就労の普及活動は、平成26年度（2次募集）のWAM助成を活用し、「中間的就労実施促進のための事業」として実施している。同事業では、生活困窮者の自立に向けた中間的就労の意義・必要性を広く理解してもらうとともに、多くの社会福祉法人が中間的就労を実践することを目的に、①実践事例集「だいじょうぶ！OSAKA中間

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

的就労（ユニバーサル就労）事例集〜高齢者施設での実践〜」の作成、②社会福祉法人の理事長・施設長を対象に普及に向けたセミナーを開催している。

実践事例集の作成にあたっては、大阪府社協老人施設部会社会貢献事業推進委員会のもとに中間的就労等を検討する小委員会を設置し、先駆的な事例の集約、中間的就労の受け入れの流れ、すぐに実践できる様式の開発などを検討した。

実践事例集の特徴について、中間的就労等を検討する小委員会座長の山本智光氏（社会福祉法人こばと会・特別養護老人ホーム「いのこの里」施設長）は次のように語る。

「事例集の作成でこだわった点は、福祉の専門家としてアセスメントから計画、評価までの一連の連動性がわかることと、簡潔にしたことです。国の示すガイドラインは膨大で読み解くのが難しい面がありますが、事業の目的は普及と実践につなげてもらうことになりますので、できる限り使いやすいようにコンパクトにまとめています。すぐに実践に活用できるようアセスメントシートなどの様式も開発していますが、小委員会のメンバーはすでに自施設で中間的就労に取り組んでいる方たちで組織していましたので、それぞれが使用している様式を持ち寄り、より使いやすいようにアレンジして作成しました」。

大阪府社会福祉協議会 老人施設部会 副会長 奥田益弘氏（前列）と後列左から、同副会長 荒井惠一氏、社会福祉法人こばと会 理事長 岩崎敏子氏、同法人特別養護老人ホームいのこの里 施設長 山本智光氏

掲載する実践事例については、アンケートをもとに詳細な内容をまとめている。大阪府内の施設では生活困窮者レスキュー事業の考え方が浸透し、すでに実施している施設も多いことから、さまざまなケースにおける実践事例を集めることができたという。

なお、事例集の作成にあたっては、大阪府と協議を重ねており、様式などの承認も受けている。

事例集は3000部発行し、大阪府内の会員施設1500カ所のほか、行政、市町村社協、都道府県社協・経営者協議会などに配布している。現在は、より使いやすいように大阪府社協のホームページに掲載しており、誰でも閲覧することが可能である。

社会福祉法人の経営者を対象にセミナーを開催

また、事例集完成後の平成27年2月7日には、「理事長・施設長セミナー」を開催し、中間的就労の実施促進に向けて、生活困窮者自立支援法に関する動向などの情報提供とともに、自立支援に向けた社会福祉法人の果たすべき役割の理解、中間的就労のノウハウの共有を図っており、社会福祉法人の経営者層をはじめ、他府県の社協、法人など244人が参加した。

「社会貢献事業において最も大事なことは、実践することです。とくに福祉関係というのは実践から学んで、そこから改善・改革をしてよりよきものにしていくわけです。『理事長・施設長セミナー』では、そのような活動に寄与できることの素晴らしさを理解していただき、自法人の職員に説明し、実践してもらうことを目的としています。中間的就労は困っている人を助けるだけでなく、受け入れる側の施設にとっても人材育成になりますし、不足する介護スタッフの確保につながる可能性もあります。すべての社会福祉法人が実践していくべきだと考えています」（奥田委員長）。

さまざまなケースの事例や実践に活用できる様式を盛り込んだ実践事例集を作成したことは、中間的就労の普及・実践に向けた大きな成果といえる。事例集の配布後に「今後団体として取り組んでいきたいので内容を教えてほしい」という問い合わせが多く寄せられており、大阪府だけでなく他府県の社協や法人が事業展開を構想するなど波及効果もみせている。

さらに、助成事業の継続事業として、今年6月に就労支援担当者の養成研修会を開催している。施設で中間的就労を実施するにあたり、中心的な役割を担う就労支援担当者に求められる役割や具体的な実務を身につけることを目的に、実践事例集を活用した参加型の演習をプログラムのメインにしている。中間的就労を担う人材を育成するために、今後も継続的に開催していく予定だという。

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

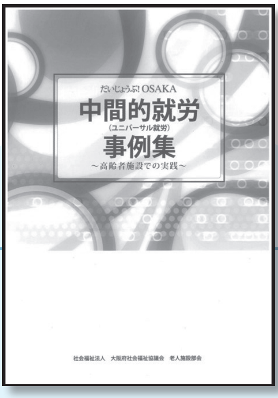

平成 26 年度の助成事業で作成した「だいじょうぶ!OSAKA 中間的就労（ユニバーサル就労）事例集～高齢者施設での実践～」。先駆的な事例のほか、中間的就労の受け入れの流れ、すぐに活用できる様式を盛り込んでいる

施設で行う就労訓練は大きなメリットがある

今回は、中間的就労の受け入れを実践する大阪府吹田市にある社会福祉法人こばと会・特別養護老人ホームいのこの里を訪ね、取り組み内容を取材した。

同法人では、7年前から精神疾患を抱えている人を受け入れた実績があるが、今年6月に吹田市の担当者からの紹介で、新たに1人を受け入れ、就労訓練を開始している。生活困窮者自立支援法が施行されてから、法律に沿ったかたちでは初めてのケースだという。

就労訓練を受けているのは、大学卒業後に就職せずに、自宅で両親と暮らしていた30歳の男性（Aさん）で、現在の就労時間は週3日、朝9～12時半の勤務で、ショートステイフロアの清掃やシーツ交換などの仕事を担当している。支援体制は、現場の介護リーダーと就労支援担当者が連携し、具体的な指導にあたっている。一度に多くのことを伝えるのではなく、一つずつステップアップしていく仕組みをつくっており、仕事に慣れてくると、当事者、就労支援担当者、行政の3者で相談し、業務量や時間を段階的に増やしていく流れとなる。

中間的就労を実施するために重要なことは、「コミュニケーションを図るとともに、職員に中間的就労の社会的な意義や必要性の理解を促すこと」と山本施設長は語る。職員にそのような理念が浸透していなければ、コミュニケーションがとれる環境をつくることは難しいと指摘する。

現在、Aさんは自分のペースで仕事ができるようになり、新たな仕事を覚えようと意欲的だという。その姿をみて職員も刺激を受けるなど、相乗効果も生まれている。

「施設での就労訓練は、ケアを提供することでご利用者から直接感謝の言葉がもらえる機会が多いので、ご本人の働きがいや意欲につながりやすいというメリットもあります。ご利用者の力も借りられることが強みになりますし、ご利用者自身もケアを受けられるという相互関係になっていることにも大きな意味があります。われわれ社会福祉法人は、その機能を生かしながら、さらに中間的就労に取り組むことが必要だと感じています」。

大阪府社会福祉協議会の先駆的な取り組みが、全国の社会福祉法人に普及・実践されることを期待したい。

施設種別を超え、「オール大阪」による社会貢献事業を開始

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会　老人福祉部会　副会長
社会貢献事業推進委員会　委員長　奥田　益弘氏
（社会福祉法人みささぎ会　理事長）

平成 26 年度に WAM 助成を受けて、中間的就労の普及を目的に実践事例集を作成しました。当会では、その入り口となる総合生活相談を平成 16 年から生活困窮者レスキュー事業として実施してきました。この総合生活相談が重要であり、その役割を担うのは、施設のもつ機能性・専門性など、さまざまな機能を発揮しながら、柔軟な対応ができる社会福祉法人だと考えています。

大阪府では今年４月から生活困窮者レスキュー事業をさらに発展させ、これまでの高齢者施設だけでなく、保育、障害など社会福祉法人が運営するすべての施設が参加する「オール大阪の社会貢献事業」をスタートさせました。参加施設は約 1500 に増え、新たに加わる各施設のもつ専門性を発揮していくことで、中間的就労や学習支援事業など、より細やかな支援を実現します。

このような社会福祉法人の原点に立ち返った社会貢献事業を実践するとともに、その取り組みを全国に発信していくことは、私たちの大きな使命だと考えています。

社会福祉振興助成事業に関するお問い合わせ

助成事業部 助成計画課（助成事業の広報に関するお問い合わせ）
TEL：03-3438-4756

助成事業部 助成振興課（助成事業の審査・各種事務手続き、事業評価に関するお問い合わせ）
TEL：03-3438-9942
FAX：03-3438-0218（共通）

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。